

---

# 2015 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

---

---

2015 年 2 月 27 日

監査人・監査報酬問題研究会

本年度責任者 松本祥尚（関西大学）  
町田祥弘（青山学院大学）  
林隆敏（関西学院大学）  
佐久間義浩（東北学院大学）  
高田知実（神戸大学）

---

# 目次

1. はじめに .....	1
2. 日本の監査報酬の実態分析 .....	3
(1) 調査の期間、対象、及び方法 .....	3
(2) 監査証明業務報酬額の概要 .....	4
(3) 監査報酬額の推移 .....	6
(4) 対売上高比率による分析 .....	7
(5) 資本市場別の分析 .....	9
(6) 監査人別の分析 .....	10
(7) 増減分析 .....	11
(8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容 .....	13
3. アメリカにおける監査報酬の実態分析 .....	15
(1) 調査の対象及び期間 .....	15
(2) 監査報酬の概況 .....	15
(3) 日米比較 .....	17
(4) 監査報酬額の分布 .....	18
(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率 .....	19
(6) 監査報酬額の上位企業 .....	21
(7) 非監査業務に基づく報酬 .....	22
(8) 税務報酬 .....	24
(9) 総報酬の内訳 .....	26
4. 監査報酬の実証分析 —外国人株主の株式所有割合と監査報酬— .....	28
(1) 分析の視点 .....	28
(2) サンプルと変数の選択 .....	28
(3) 単変量による分析—平均差の検定— .....	30
(4) 多変量の分析 .....	31
(5) 結び .....	32
5. おわりに .....	34
参考文献 .....	36

## 1. はじめに

---

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められてきた。さらに、2008年3月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されるようになった。

本調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究の成果として、2013年度（2013年4月期決算より2014年3月期決算に至るまでの年度）における日本の全上場企業の監査人及び監査報酬に関する有価証券報告書記載情報に基づく実態調査結果を纏めたものである。本調査研究の目的は、日本における上場企業の監査の実態を、監査報酬を1つの手がかりとして明らかにすることにある。本調査研究によって毎年の監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、研究上の貢献として、いわゆるアーカイバル型の監査実証研究のインフラ整備に繋がるものと期待される。また同時に、監査業務がクライアント毎に異なるテイラーメイド型の高度専門職業サービスである点から、本研究の成果の蓄積によって、コモディティ的な価格競争が排除され、監査報酬の適正化にも資すると期待される。

本研究会が2007年度から今回まで8年間にわたり継続的に調査・研究を行なってきたのは、本研究の重要性を理解し、本調査・研究を委託して下さっている日本公認会計士協会・森公高会長ほか関係各位のご支援の賜物と、深く感謝申し上げるところである。

これら過年度分の調査・研究の成果については、以下を参照されたい。

- (1) 2006年度から2010年度までの調査・研究成果は、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）2008年版～2012年版に収録されている。
- (2) 2011年度ならびに2012年度分については、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、それぞれ「『2013年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」「『2014年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表されている。
- (3) その他、2006年度から2010年度までの5年間の委託研究の成果に、監査報酬に関する問題の考察やアンケート調査結果の分析等を加筆した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）が発刊されている。

本年も昨年に引き続き、書籍の発刊は行なわれず、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて調査報告書を公表する形式を採るものである。

既述の通り、本調査研究の課題は、わが国における上場企業の監査の実態を監査報酬を通して明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が有用な情報として公表されているが、当該調査が監査概要書を元にした非公開データに基づくのに対して、本研究会の調査研究は、有価証券報告書に開示された公開データに基づいていること、及び、独立的な立場にある研究者による調査研究であること、に特徴がある。

本調査報告書は、1. 日本の監査報酬の実態分析、2. アメリカの監査報酬の実態分析、3. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。1.では、本書に集録された2013年度の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。2.では、1.とほぼ同じ時期におけるアメリカの監査報酬のデータを利用して、同様の整理を試みている。また3.では、毎年、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、昨年度に引き続きコーポレート・ガバナンスに注目し、外国人株主比率の高さがどのように監査報酬の多寡に影響するのか、に関する分析を行なっている。

## 2. 日本の監査報酬の実態分析

---

### (1) 調査の期間、対象、及び方法

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は、開示は任意のものであったが、その後、2008年3月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務づけられ、現在に至っている。私たちの調査は、当該記載に基づく開示データを基礎としており、その調査方法の概要は、以下のとおりである。

- 調査期間——2013年4月決算から2014年3月決算に至る1年間。
- 調査対象——2013年3月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出した全ての上場企業（3,529社）。
- 調査方法——監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、私たちが自らEDINETを通じて、各社の有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」、「監査報告書」その他の資料から手作業により収集したものを利用している。

今回の分析にあたって、監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因としては、先ず、日本において2013年3月に新設され同年4月以降に適用された「監査における不正リスク対応基準」により、今回調査対象となった上場企業の監査に対して監査時間の増加とそれに伴う監査報酬の上昇が期待される。というのも、アメリカでは2010年にリスク評価及び対応に関する一連の監査基準が改正された際に、私たちの調査によれば、監査報酬が一時的に20%以上増加したという事実があるからである。

次に、日本公認会計士協会による監査に関する実務指針が改正され、いわゆる新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が、2014年4月1日以後開始する事業年度に係る監査又は中間監査から適用された。これら一連の実務指針については、既にそれ以前から公表されていたものも多く、また各監査事務所のマニュアル等にも取り入れられていたと解されるが、グループ監査をはじめ実務的に影響の大きいものも含まれている。

これらの点に留意しつつ、以下、2013年4月期決算から2014年3月期決算に係る監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介する。本研究は、主に、①わが国の監査報酬の動向に関する調査、②アメリカにおける監査報酬の動向に関する調査、及び③わが国の監査報酬データをもとにしたわが国の監査問題に関する実証研究の3つの部分からなる。

## (2) 監査証明業務報酬額の概要

[図表 1] は、分析対象企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を示している。

[図表 1] 監査証明業務に基づく報酬の概要

項目	2013 年度	2012 年度
企業数 (社)	3,529	3,513
合計 (百万円)	215,589.12	211,851.90
平均 (百万円)	61.09	60.31
最大 (百万円)	4,180.00	4,193.00
中央値 (百万円)	30.00	30.00
最小 (百万円)	4.76	4.76
標準偏差	169.02	165.85

2013 年度の監査証明業務に基づく報酬の平均 (中央値) 及び合計は、2012 年度と比べて若干増加している。昨年までの監査報酬の減少傾向から、今回の調査で僅かながら上昇傾向へと転じたといえる。

監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの 1 つに、アメリカの SEC に登録している企業等<sup>1</sup>が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きい金額であるという点がある。日本の会計基準等に基づく財務諸表の作成とそれに対する監査手続が実施されていない場合があることや、海外、特にアメリカにおける監査報酬は日本よりも非常に高額となっていることから、SEC 登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。

[図表 2] は SEC 登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較したものである。

<sup>1</sup> 2013 年 3 月末における日本の上場企業のうち、SEC に登録している企業は次の 23 社である。ワコールホールディングス、インターネット・イニシアティブ、小松製作所、クボタ、日立製作所、マキタ、日本電産、パナソニック、ソニー、アドバンテスト、京セラ、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、リコー、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、オリックス、野村ホールディングス、日本電信電話、NTT ドコモ、コナミ。(なお、このうち、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの 3 社は、有価証券報告書においては日本基準で財務諸表を作成している。) この他に、SEC 基準適用企業には次の 7 社が含まれる。日本ハム、富士フイルムホールディングス、東芝、三菱電機、オムロン、TDK、村田製作所。

以下では、これら 30 社を一括して「SEC 登録企業等」と称する。

なお、SEC 登録企業 23 社については、SEC の International Registered and Reporting Companies に基づいている。

**[図表 2] SEC 登録企業等と非 SEC 登録企業等の概要比較**

項目	SEC 登録企業等	SEC 登録企業等以外
企業数 (社)	30	3,499
合計 (百万円)	31,202.00	184,387.10
平均 (百万円)	1,040.06	52.70
最大 (百万円)	4,180.00	2,307.00
中央値 (百万円)	602.50	30.00
最小 (百万円)	126.00	4.76
標準偏差	1,101.48	102.29

[図表 2] から明らかなように、企業規模等の条件の相違はあるとはいえ、SEC 登録企業等 30 社とそれ以外の企業 3,499 社とでは平均 (中央値) で 19.74 (20.08) 倍もの差がある。昨年度は 21.46

(23.00) 倍であったので、その格差はやや縮小しているが、この縮小は今年度より IFRS 基準を適用することにした 4 社 (伊藤忠、丸紅、三井物産、三菱商事) が SEC 登録企業等のサンプルから外れたことによっている。SEC 登録企業等の監査報酬額の高さは [図表 3] から確認できる。

**[図表 3] 監査証明業務に基づく報酬の上位企業 10 社**

企業	業種	決算期	主要上場市場	監査証明業務報酬 (百万円)
A	銀行業	3 月	東 1	4,180
B	銀行業	3 月	東 1	3,651
C	銀行業	3 月	東 1	3,356
D	情報・通信業	3 月	東 1	2,675
E	卸売業	3 月	東 1	2,307
F	電気機器	3 月	東 1	2,282
G	卸売業	3 月	東 1	1,809
H	小売業	2 月	東 1	1,668
I	電気機器	3 月	東 1	1,480
J	輸送用機器	3 月	東 1	1,456

[図表 3] は、監査証明業務に基づく報酬の支払額が高い企業上位 10 社を並べたものである。このうち SEC 登録企業等ではないのは、E 社、G 社、H 社、I 社の 4 社であるが、I 社は 5 年前まで SEC 登録企業であったし、残りの 3 社は今年度に SEC 基準から IFRS 基準への変更したことを考慮すれば、監査報酬支払額の多い企業は、実質的に SEC 登録企業等であると解することもできる。

以下では、わが国固有の特徴を導出するため、SEC 登録企業等を除いた企業 (3,499 社) を対象として分析を進めることにする。

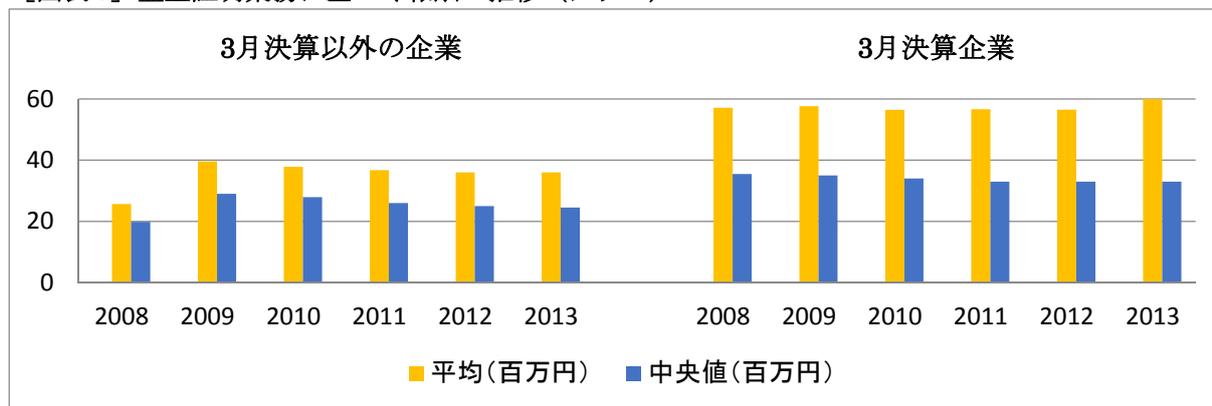
### (3) 監査報酬額の推移

ここ数年における監査報酬額の変化を確認するために、四半期レビュー及び内部統制監査導入後の2008年度から本年度までの6年間の推移を比較してみよう。ここでは、四半期レビューと内部統制監査の導入時期の相違が監査報酬に及ぼす影響を考慮して、制度導入時期の異なる3月決算企業とそれ以外の企業を分けて比較することとする。[図表4]及び[図表5]を参照されたい。

[図表4] 監査証明業務に基づく報酬の推移

項目	3月決算以外の企業					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013
企業数(社)	1,128	1,079	1,067	1,049	1,054	1,066
平均(百万円)	25.70	39.60	37.81	36.74	36.02	36.02
中央値(百万円)	19.85	29.00	27.90	26.00	25.00	24.55
	3月決算企業					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013
企業数(社)	2,677	2,564	2,510	2,469	2,454	2,433
平均(百万円)	57.11	57.67	56.46	56.65	56.53	60.00
中央値(百万円)	35.50	35.00	34.00	33.00	33.00	33.00

[図表5] 監査証明業務に基づく報酬の推移(グラフ)



[図表4]及び[図表5]から判るように、3月決算以外の企業の監査報酬平均額については、内部統制監査及び四半期レビューが導入された2009年度には、前年度に比べて平均(中央値)で54.09%(46.10%)の増加が見られたが、その後、2010年度からは減少傾向が続き、今年度にストップがかかった。一方、3月決算企業については、[図表4]には示されていないが、内部統制監査及び四半期レビューが導入された2008年度には、前年度に比べて平均(中央値)が85.2%(61.36%)も増加したが、その後ずっと微減傾向が続き、ようやく今年度に微増に転じている。

#### (4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査報酬額を売上高によって除した対売上高比率を利用することが多い。また、過年度の本調査研究においても、日本の監査報酬額と売上高及び総資産額との関係は非常に大きいことが確認されている。そこで、過年度の分析との比較可能性の観点から、3月決算企業に限定して、過去5年分の売上高に対する監査証明業務に基づく報酬の比率を確認しておきたい。[図表6]は対売上高監査証明業務報酬比率の基本統計量を示している。

[図表6] 対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
企業数 (社)	2,677	2,564	2,510	2,469	2,454	2,433
平均 (%)	0.262	0.277	0.252	0.250	0.250	0.204
最大 (%)	23.881	24.038	22.976	42.105	43.723	40.61
中央値 (%)	0.106	0.115	0.107	0.101	0.099	0.092
最小 (%)	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
標準偏差	0.899	0.890	0.861	0.011	1.126	0.459
増加率 (%)		0.015	-0.025	-0.002	0.000	-0.046

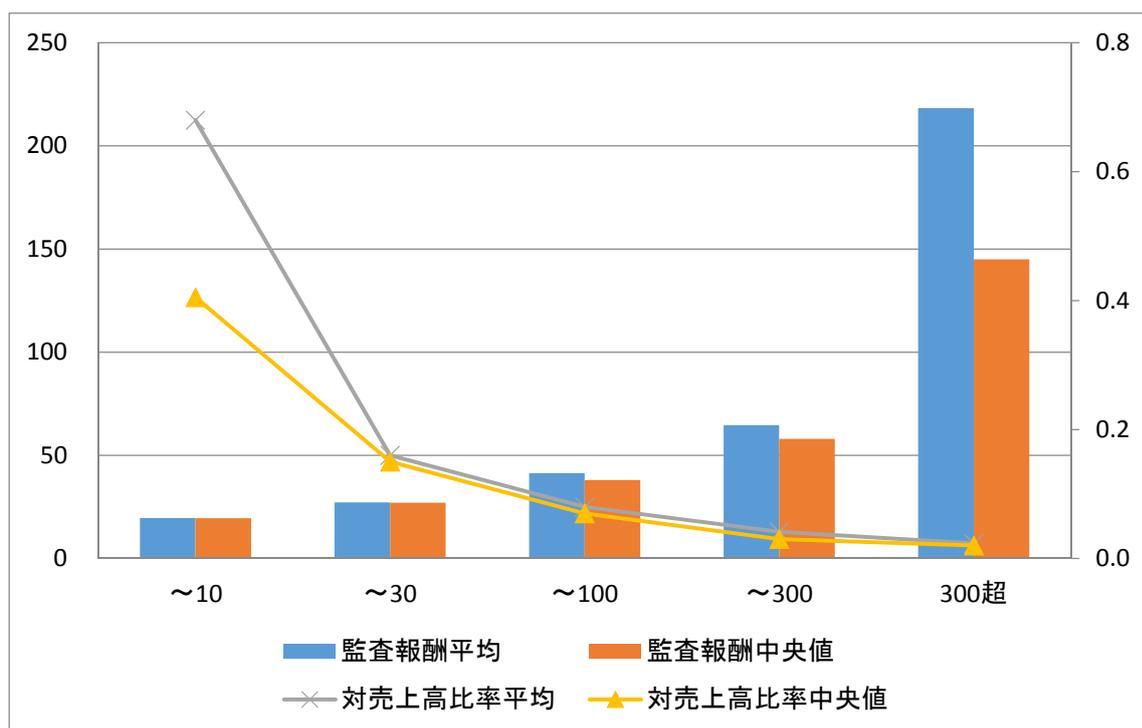
対売上高監査証明業務報酬比率でみると、本年度は、前年度比0.046%の微減となっていることがわかる。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の規模の影響を排除するためであるが、監査報酬には固定費部分が含まれるので、一般に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなることが明らかとなっている。そこで、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、[図表7]及び[図表8]のようになる。なお、サンプル企業は[図表6]と同じである。

[図表 7] 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高 (10 億円)		～10	～30	～100	～300	300 超
企業数 (社)		480	599	650	392	312
監査証明業務報酬	合計 (百万円)	9,409.45	16,272.20	26,873.82	25,338.74	68,096.15
	平均 (百万円)	19.60	27.17	41.34	64.64	218.26
	最大 (百万円)	90.00	67.00	118.00	501.00	2,307.00
	中央値 (百万円)	19.00	26.00	37.93	55.00	141.50
	最小 (百万円)	4.76	9.50	14.00	21.00	19.00
	標準偏差	7.41	8.58	16.56	41.01	263.30
対売上高比率	平均 (%)	0.68	0.16	0.08	0.04	0.02
	最大 (%)	9.22	0.43	0.26	0.22	0.19
	中央値 (%)	0.41	0.15	0.07	0.03	0.02
	最小 (%)	0.14	0.05	0.02	0.01	0.00
	標準偏差	0.87	0.06	0.03	0.02	0.02

[図表 8] 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率 (グラフ)



[図表 7] 及び [図表 8] から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に比例して増加するが、対売上高比率で見れば通減するという傾向が確認できる。すなわち、売上高が 100 億円に満たない企業の売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均 (中央値) は 0.68% (0.41%) であるが、この比率は企業規模が大きくなるに従って次第に小さいものとなり、3,000 億円を超える売上高規模の

企業では0.02%（0.02%）と極端に小さく、両者の間には34倍（20.5倍）の差がある。これは、監査報酬には監査事務所の事務経費等の固定費部分が含まれており、その部分は顧客企業の規模によらず一定であることを含意している。このことは、一方では、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が相対的に重いといわれる所以であり、日本をはじめ諸外国においても、中小規模の企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえる。

## (5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board とそれ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。[図表9]を参照されたい。なお、比較のためにサンプル企業は3月決算企業のみとしている。

[図表9] 資本市場別監査証明業務報酬

項目	新興市場						非新興市場					
	監査証明業務報酬 (百万円)			対売上高比率 (%)			監査証明業務報酬 (百万円)			対売上高比率 (%)		
	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
企業 数(社)	643	613	593	643	613	593	1,826	1,841	1,840	1,826	1,841	1,840
合計	16,171	15,104	14,372				123,804	123,610	131,617			
平均	25.15	24.64	24.24	0.600	0.603	0.468	67.80	67.14	71.53	0.127	0.132	0.119
最大	161.00	135.81	112.40	42.105	43.723	6.480	1,705.00	1,593.00	2,307.00	7.047	10.526	9.221
中央 値	22.00	22.00	21.25	0.253	0.239	0.231	40.00	39.20	39.00	0.076	0.077	0.071
最小	7.00	4.76	4.76	0.010	0.009	0.009	8.00	8.40	8.40	0.003	0.003	0.003
標準 偏差	13.10	13.35	12.73	2.052	2.142	0.730	102.51	101.59	129.51	0.265	0.330	0.278

[図表9] から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では71.53百万円（39.00百万円）であり、新興市場の24.24百万円（21.25百万円）よりもかなり大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の0.468%（0.231%）に対して非新興市場は0.119%（0.071%）となっており、関係が逆転していることが判る。これは[図表6]でも確認されたように、監査証明業務報酬には固定費部分があると想定できるため、一定の下限が存在することによると解される。

## (6) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ）とその他の監査事務所について比較する。[図表 10] を参照されたい<sup>2</sup>。

[図表 10] 監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項目	大手3 監査法人				その他の監査事務所	
	監査証明業務報酬 (百万円)		対売上高比率 (%)		監査証明業務 報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)
企業数(社)	2,492	2,491			1,036	
合計	179,122.70	179,105.70			36,452.42	
平均	71.88	71.90	0.800	0.222	35.19	0.393
最大	4,180.00	4,180.00	1,440.68	26.67	1,456.00	40.61
中央値	35.00	35.00	0.095	0.095	23.00	0.140
最小	7.70	7.70	0.003	0.003	4.76	0.003
標準偏差	193.84	193.87	28.868	0.840	77.42	1.151

[図表 10] に見られるように、大手3 監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は 71.88 百万円（35.00 百万円）であるのに対して、その他の監査事務所のそれは 35.19 百万円（23.00 百万円）となっており、大手事務所の方が相対的に高額な監査報酬で監査を担当していることがわかる。また対売上高比率を比較してみると、大手3 監査法人（平均 [中央値] 0.800% [0.095%]）よりも、その他の監査事務所（同 0.393% [0.140%]）の方が相対的に低くなっている。しかし、この比較では対売上高比率 1,440.68% という異常値となる 1 社が含まれているためであり、当該 1 社を除いて対売上高比率を計算し直すと、網掛け部分のようになる。具体的には、大手3 法人の対売上高監査報酬比率の平均（中央値）は 0.222%（0.095%）である。このことから、対売上高の平均では大手3 法人の方がその他事務所よりも小さくなる。この結果は、昨年度の平均（中央値）が、大手3 法人 0.252%

（0.101%）に対してその他事務所 0.445%（0.149%）となっているのと同じ傾向にある。つまり、(4) で見たように監査証明業務報酬には固定費部分があるために、その他事務所の契約する比較的規模の小さい被監査会社においては売上高に対する監査報酬額の比率が大きくなることを確認できる。

この事実は、大手3 法人とその他事務所、それぞれの被監査会社のうちのちょうど真ん中になる被監査会社の比率である中央値を比べた場合、昨年度が大手3 法人 0.101% 対その他事務所 0.149% に対して、今年度が 0.095% 対 0.140% となっていることから継続的な傾向が確認できる。

<sup>2</sup> SEC 登録企業等を除く分析対象から、売上高のデータがない 1 社を除いている。

## (7) 増減分析

監査証明業務に基づく報酬に関する分析の最後として、前年度との増減比較を行いたい。〔図表 11〕は、2012 年度から 2013 年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである<sup>3</sup>。

〔図表 11〕 監査証明業務報酬の増減比較

	全体		増加企業		増減なし		減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)	
企業数 (社)	3,483*	--	918	--	1,610	955	--	
合計	2,322.33	--	72,569.01	--	53,590.04	56,824.77	--	
平均	0.67	1.63	79.05	15.13	33.29	59.50	8.61	
最大	411.00	314.81	2,307.00	314.81	550.00	1,480.00	70.54	
中央値	0.00	0.00	38.88	5.77	27.00	31.82	4.94	
最小	-179.00	-70.54	7.60	0.04	4.76	7.14	0.04	
標準偏差	4.14	4.22	160.56	9.58	26.03	103.18	9.63	

\* 2013 年度全社 3,499 社のうち 2012 年度データのない 16 社を除いている。

まず、全体の増減状況を確認すると、2013 年度に監査報酬が増加した企業は 918 社 (26.36%) であるのに対して、減少した企業数は 955 社 (27.42%) と、減少企業数と増加企業数がほぼ拮抗している。監査報酬全体で見ると、2,322.33 百万円の増加となり、かなりの増加が生じているが、これは増加企業の平均増加率 15.13%と減少企業の平均減少率は 8.61%の差が反映されたものと考えられる。

次に、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業は〔図表 12〕の 7 社である。昨年調査では 5 社、一昨年は 15 社であった。一方、前年度比 50%以上増加した企業は、〔図表 13〕のように 66 社であった。昨年度の増加企業数は、29 社であったことから監査報酬が増加した企業数は、増えていることが判る。

〔図表 12〕 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業

企業	業種	2013 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	変動額 (百万円)	増減率 (%)
a	その他製品	33	-79	-70.54
b	電気機器	18	-29	-61.58
c	サービス業	23	-36	-61.02
d	機械	19	-29	-60.37
e	サービス業	66	-70	-51.40
f	サービス業	17	-18	-50.86
g	卸売業	10	-10	-50.00

<sup>3</sup> SEC 登録企業等を除く企業を分析対象としている。

[図表 13] 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上増加した企業

企業	業種	2013 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	変動額 (百万円)	増減率 (%)
ア	サービス業	28	21	314.81
イ	建設業	19	14	280.00
ウ	電気機器	83	59	245.83
エ	サービス業	93	63	210.00
オ	医薬品	18	12	204.87
カ	情報・通信業	49	32	191.16
キ	卸売業	142	86	153.57
ク	情報・通信業	24	15	152.63
ケ	サービス業	15	9	133.85
コ	医薬品	14	8	125.00
サ	建設業	60	33	122.22
シ	サービス業	15	8	114.29
ス	電気・ガス業	90	47	109.30
セ	食料品	71	37	108.82
ソ	サービス業	13	7	108.33
タ	小売業	68	35	106.06
チ	小売業	14	7	100.00
ツ	小売業	15	8	100.00
テ	化学	18	9	100.00
ト	情報・通信業	20	10	100.00
ナ	情報・通信業	24	12	100.00
ニ	サービス業	64	32	100.00
ヌ	小売業	69	34	95.71
ネ	情報・通信業	39	19	95.00
ノ	小売業	20	10	90.48
ハ	情報・通信業	25	12	89.14
ヒ	情報・通信業	14	6	80.00
フ	サービス業	25	11	78.57
ヘ	医薬品	88	38	76.00
ホ	情報・通信業	35	15	75.00
マ	情報・通信業	42	18	75.00
ミ	鉄鋼	56	24	75.00
ム	情報・通信業	13	6	73.33
メ	情報・通信業	19	8	72.73
モ	機械	36	15	71.43
ヤ	医薬品	41	17	70.83
ユ	サービス業	122	50	69.44
ヨ	卸売業	71	29	69.05
ラ	食料品	19	8	68.18
リ	小売業	42	17	68.00
ル	小売業	64	26	67.11
レ	サービス業	30	12	66.67
ロ	電気機器	50	20	66.67
ワ	不動産業	39	15	66.63
ヲ	情報・通信業	1,032	411	66.18
ン	鉄鋼	194	77	65.81

A	情報・通信業	229	90	64.75
B	金属製品	62	24	63.16
C	小売業	23	9	62.86
D	サービス業	32	12	57.50
E	情報・通信業	19	7	56.78
F	その他金融業	324	116	55.77
G	精密機器	14	5	55.56
H	情報・通信業	30	11	55.44
I	卸売業	65	23	54.76
J	その他金融業	25	9	54.07
K	情報・通信業	31	11	53.92
L	小売業	24	8	53.85
M	小売業	141	49	53.26
N	卸売業	52	18	52.94
O	情報・通信業	58	20	52.63
P	情報・通信業	10	3	50.77
Q	建設業	12	4	50.00
R	サービス業	15	5	50.00
S	サービス業	15	5	50.00
T	不動産業	87	29	50.00

#### (8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査証明業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は1,118社であり、分析対象企業（SEC登録企業等以外の3,499社）の31.95%に当たる。[図表14]は、2008年度から2013年度までの5年間における3月決算企業に限定して、監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。

[図表14] 監査証明業務以外の業務に基づく報酬

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
企業数(社)	567	871	822	776	1,118
合計(百万円)	4,833	8,655	9,526	8,107	11,477
平均(百万円)	8.52	9.94	11.59	10.45	10.27
最大(百万円)	369.00	575.00	327.00	281.00	495.00
中央値(百万円)	3.00	3.00	3.00	3.00	2.72
最小(百万円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	25.04	29.96	25.44	22.47	27.73

[図表14]から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬を記載している企業数は、今年度増加しているが、その1社当たり平均金額は去年とほぼ同じことが判る。これらの非監査証明業務に関する開示内容を個別に確認したところ、IFRS関連の指導・助言業務等は、2009年度101件、2010年度270件、2011年度は434件と年々増加してきていたが、2012年度184件、2013年度143件と減少している。その他の業務としては、コンフォートレターの作成業務167件、内部統制に関連する業務（整備後の内部統制に対する検証業務）98件、デューデリジェンス78件、税務業務65件などが示されている。このようにIFRS関連の指導/助言業務以外の件数が増加していることが見て取れる。

(松本祥尚)

### 3. アメリカにおける監査報酬の実態分析

---

アメリカでは、2000年から被監査企業が監査人に支払う監査報酬および非監査報酬の金額が業務ごとに開示されている。現行のアメリカ証券取引委員会規則によると、登録会社は、株主宛の委任状（proxy statement）において、①監査報酬（財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬）、②監査関連報酬（財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって①に含まれないものに対する報酬）、③税務報酬、④その他のすべての報酬に区分して開示することが求められている<sup>4</sup>。

#### (1) 調査の対象及び期間

今年度の調査の対象及び期間は、ニューヨーク証券取引所（以下、NYSE）、アメリカン証券取引所（以下、AMEX）、または全国店頭銘柄建値自動通報システム（以下、NASDAQ）において株式が公開されている企業のうち、2013年1月から2013年12月の間に決算を迎え、Audit Analytics<sup>R</sup>に監査報酬データが収録されている5,496社（うちNYSE 2,646社、AMEX 382社、NASDAQ 2,468社）である。

分析にあたっては、時系列的な変化を示すため、原則として2012年度のデータを併記している。なお、2012年度と2013年度のデータはそれぞれ、調査の時点でAudit Analytics<sup>R</sup>にデータが収録されている企業であり、必ずしも両年度に共通してデータが得られる企業ばかりで構成されているわけではない。

#### (2) 監査報酬の概況

[図表15]及び[図表16]は、調査対象会社における監査報酬額の概況を示したものである。

まず、2012年度との比較では、全体の平均値（中央値）で、2,144.51（704.22）千ドルから2,207.64（755.34）千ドルへと2.94（7.26）%増加している。市場別にみても、調査対象としたすべての市場で増加傾向にある。

本年度の増加傾向については、2012年12月に、PCAOBが「2010年度に国内で年度検査を受けた会計事務所における財務報告に係る内部統制監査の不備に関する所見」<sup>5</sup>を公表し、内部統制の有効性に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠を入手していない会計事務所が15%程度発見され、これらの事務所は、統合監査契約の多くについて財務諸表に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠も入手していないと結論付けたことの影響があるのかもしれない。

歴史的に見ても、監査報酬の総額（監査の市場規模）は、われわれが本調査を開始した2006年度の7,799,368.88千ドルから2013年度は12,133,200.09千ドルへと、約55.57%拡大している<sup>6</sup>。また、

---

<sup>4</sup> Securities and Exchange Commission, General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9; SEC, Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence, Jan. 28, 2003.

<sup>5</sup> Observations from 2010 Inspections of Domestic Annually Inspected Firms Regarding Deficiencies in Audits of Internal Control Over Financial Reporting, PCAOB Release No. 2012-006, December 10, 2012.

<sup>6</sup> 2006年度から2010年度までの推移については、監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書2010年版』日本公認会計士協会出版局、2009年、第3章3を参照されたい。

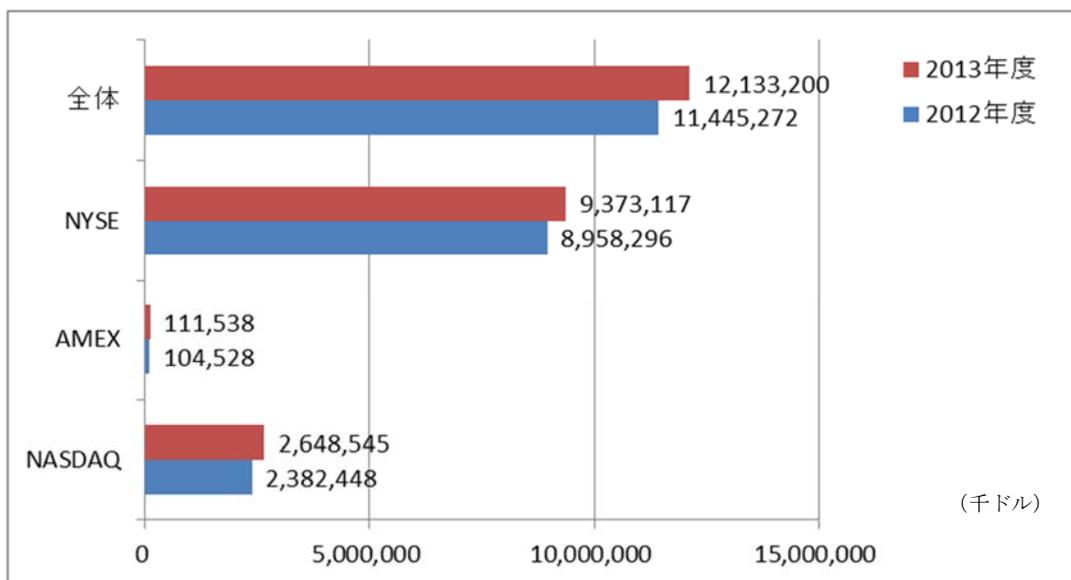
監査報酬の平均（中央値）で見ても、2006年度は1,746.00（627.00）千ドルであったのに対して、本年度は、2,207.64（755.34）千ドルとなっており、26.44（20.47）%増加している。

アメリカの監査報酬は、2006年度以降、リーマンショックによる景気の落ち込みとその後の回復、2010年の公開会社会計監督委員会（PCAOB）による一連の監査基準の適用、2012年のJOBS法（Jumpstart Our Business Startups Act）による登録届出書に必要な監査済財務書類の2年度分への短縮と内部統制監査の適用除外など、監査報酬の増減に影響を及ぼすと考えられるさまざまな事象を経験しながらも、着実に拡大してきているといえよう。

[図表 15] 監査報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
企業数(社)	5,337	5,496	2,539	2,646
合計額(千ドル)	11,445,272.36	12,133,200.09	8,958,296.30	9,373,116.57
平均(千ドル)	2,144.51	2,207.64	3,528.28	3,542.37
最大(千ドル)	90,900.00	86,500.00	90,900.00	86,500.00
中央値(千ドル)	704.22	755.34	1,291.26	1,342.94
最小(千ドル)	3.05	0.83	3.05	1.93
標準偏差	5,466.10	5,337.59	7,495.75	7,210.37
項目	AMEX		NASDAQ	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
企業数(社)	396	382	2,402	2,468
合計額(千ドル)	104,528.25	111,538.48	2,382,447.81	2,648,545.05
平均(千ドル)	263.96	291.99	991.86	1,073.15
最大(千ドル)	6,188.00	5,477.00	30,276.00	32,940.00
中央値(千ドル)	144.77	147.73	532.0325	557.5965
最小(千ドル)	5.72	0.83	12.00	1.39
標準偏差	483.50	560.90	1,741.74	1,975.47

[図表 16] 監査報酬の合計額の推移



### (3) 日米比較

ここでは日米の監査報酬額の概略的な比較を行いたい。[図表 17] を参照されたい。アメリカにおける監査報酬は便宜上\$1=¥100 で換算している。また、比較の便宜上、日本企業のサンプルは3月決算企業に限定している。

[図表 17] 監査証明業務報酬の日米比較

項目	アメリカ		日本	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
企業数(社)	5,337	5,496	2,454	2,433
合計(百万円)	1,144,527.24	1,213,320.01	138,714.06	145,990.40
平均(百万円)	214.45	220.76	56.53	60.00
最大(百万円)	9,090.00	8,650.00	1,593.00	2,307.00
中央値(百万円)	70.42	75.53	33.00	33.00
最小(百万円)	0.31	0.08	4.76	4.76

[図表 17] から判るように、直近会計年度の監査証明業務報酬の平均(中央値)は、アメリカの220.76百万円(75.53百万円)に対して、日本では60.00百万円(33.00百万円)となっている。したがって、わが国の監査証明業務報酬とアメリカの監査報酬は、1:3.68(1:2.29)となっている。昨年度が1:3.79(1:2.13)であったことから、日米の監査報酬格差は、平均値では若干縮小しているものの、中央値でみると差が拡大していることがわかる。いずれにしても、アメリカの上場企業の監査報酬は、日本企業の2倍ないし3倍に相当する状況にある。

われわれの調査開始年度である 2006 年度には、日米の監査報酬比率は、1 : 6.84 (1 : 3.35) であったことからするとその差は、内部統制報告制度及び四半期報告制度の導入等を経て、着実に縮小してきたということができよう。

#### (4) 監査報酬額の分布

〔図表 18〕及び〔図表 19〕は、調査対象会社全体及び市場別の監査報酬額の分布状況を示したものである。

〔図表 19〕を見れば、各市場の監査報酬額の分布状況には大きな相違があることが判る。NYSE では、2,000 千ドル超の監査報酬を支払っている企業の比率が 38.21%にも上り、最頻値なのに対して、AMEX では 1.83%、NASDAQ では 11.59%である。こうした分布状況の相違の原因は、市場に属する企業の規模や業種等が異なることにあるものと想定される。

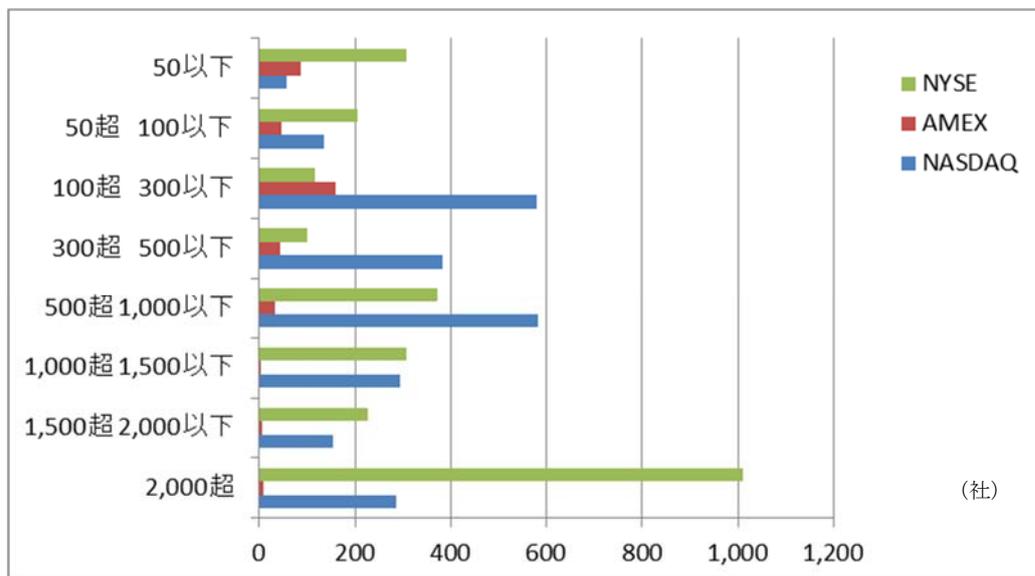
〔図表 18〕 監査報酬額の分布の推移

監査報酬額 (千ドル)	全体		NYSE	
	2012 年度 (社)	2013 年度 (社)	2012 年度 (社)	2013 年度 (社)
50 以下	460	452	318	307
50 超 100 以下	330	385	173	205
100 超 300 以下	860	853	120	116
300 超 500 以下	567	526	109	100
500 超 1,000 以下	965	986	353	372
1,000 超 1,500 以下	605	605	308	308
1,500 超 2,000 以下	373	385	215	227
2,000 超	1,177	1,304	943	1,011
合計(社)	5,337	5,496	2,539	2,646

監査報酬額 (千ドル)	AMEX		NASDAQ	
	2012 年度 (社)	2013 年度 (社)	2012 年度 (社)	2013 年度 (社)
50 以下	97	87	45	58
50 超 100 以下	51	46	106	134
100 超 300 以下	156	158	584	579
300 超 500 以下	44	44	414	382
500 超 1,000 以下	36	32	576	582
1,000 超 1,500 以下	5	3	292	294
1,500 超 2,000 以下	3	5	155	153
2,000 超	4	7	230	286
合計(社)	396	382	2,402	2,468

〔図表 19〕 監査報酬額の分布



#### (5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

ここでは、企業規模の影響を排除するために、監査報酬の絶対額ではなく監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率をみてみよう。一般的に売上高と総資産額の多寡は監査手続（監査時間数）に影響すると考えられており、われわれの過年度の研究<sup>7</sup>においても、わが国の監査環境において監査報酬額との相関が高いことが実証されている。

〔図表 20〕、〔図表 21〕、ならびに〔図表 22〕は、監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率の概要を示したものである。売上高と総資産に関してデータが欠落している企業を除外しているので、〔図表 15〕及び〔図表 18〕とは分析対象企業数が異なっていることに留意されたい。

〔図表 20〕によれば、監査報酬対売上高比率の全体平均は 8.19%から 8.57%へと上昇している。しかしながら、注に示したように、対売上高比率が 1,000%を超える企業を異常値として除くと、全体平均は 2012 年度が 3.99%、2013 年度が 4.34%となることに注意が必要である。売上高比率は、比率であることから異常値による影響が出易く、とくに企業規模の小さい企業が多いと考えられる AMEX や NASDAQ において、こうした異常値が発生し易いといえる。

また、対総資産比率については、〔図表 20〕によれば、全体では 0.27%から 0.42%へと上昇している。

これらの結果から、売上高比率及び総資産比率のいずれで見ても、監査報酬は増加傾向にあることがわかる。

<sup>7</sup> 監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局、2009 年、第 3 章 3 を参照されたい。

[図表 20] 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

項目	全体		NYSE	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	4,645	4,815	2,062	2,164
対売上高比 平均(%)	8.19****	8.57****	2.06	2.13
売上高 平均(千ドル)	4,850,381.85	4,766,239.81	9,552,943.64	9,162,430.74
売上高 中央値(千ドル)	413,256.00	413,682.57	1,674,219.50	1,685,879.00
企業数(社)	4,791	5,014	2,087	2,204
対総資産額比 平均(%)	0.27	0.42	0.11	0.14
総資産額 平均(千ドル)	16,798,743.87	16,623,068.01	35,795,590.92	34,835,572.58
総資産額 中央値(千ドル)	873,731.00	884,466.50	3,216,032.00	3,237,117.00

項目	AMEX		NASDAQ	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	270	302	2,313	2,349
対売上高比 平均(%)	9.56	49.18*	13.49**	9.28***
売上高 平均(千ドル)	360,064.06	337,364.96	1,182,289.94	1,285,679.17
売上高 中央値(千ドル)	36,734.00	25,787.65	164,842.00	161,967.25
企業数(社)	323	364	2,381	2,446
対総資産額比 平均(%)	0.46	1.74	0.38	0.48
総資産額 平均(千ドル)	716,026.15	741,824.88	2,329,318.43	2,575,812.27
総資産額 中央値(千ドル)	78,727.00	77,373.00	366,157.00	365,800.50

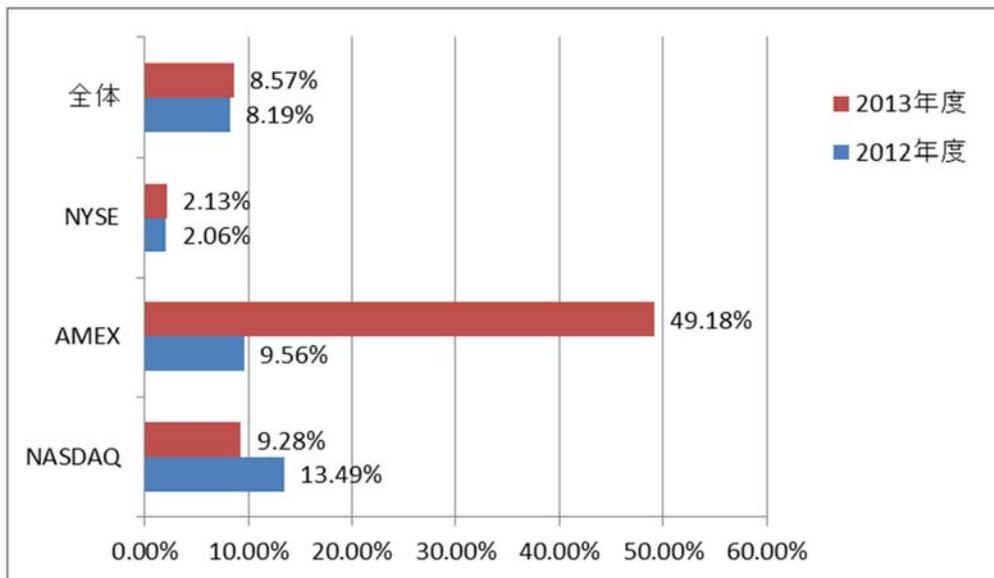
\* 1000%を超えている会社のデータ (2123.35%、9517.49%) を異常値として除外して計算すると 10.71%となる。

\*\* 1000%を超えている会社のデータ (1738.62%、2413.43%、2634.17%、6201.55%、8239.33%) を異常値として除外して計算すると 4.32%となる。

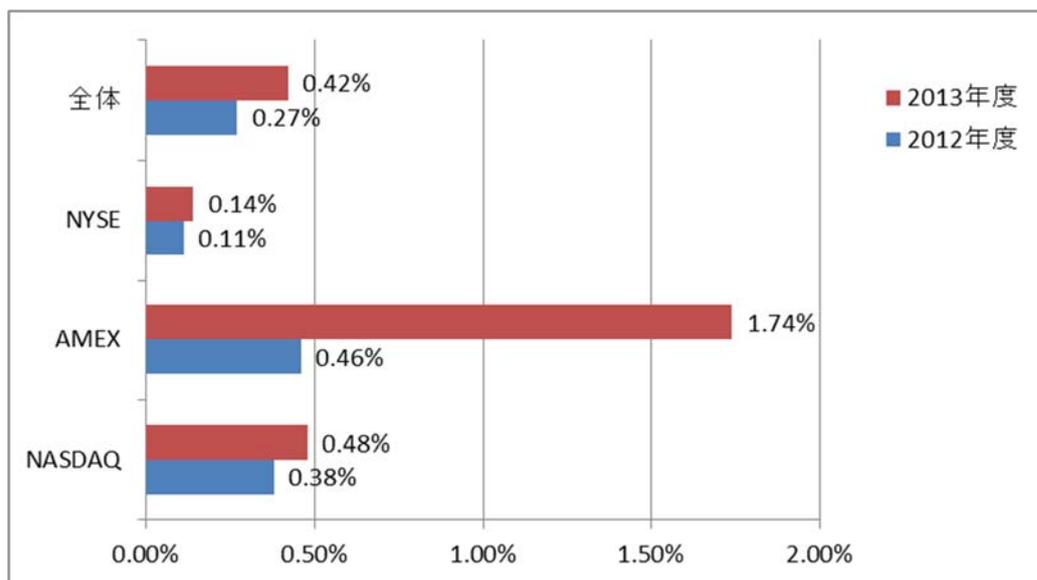
\*\*\* 1000%を超えている会社のデータ (1049.62%、1200.83%、1242.11%、1362.15%、1793.18%、2122.64%) を異常値として除外して計算すると 5.56%となる。

\*\*\*\* 上記の異常値を除外すると、2012 年度は 3.99%、2013 年度は 4.34%となる。

[図表 21] 監査報酬の対売上高比率の推移



[図表 22] 監査報酬の対総資産額比率の推移



(6) 監査報酬額の上位企業

監査報酬額の上位 10 社を [図表 23] に示している。この図表から判るように、GENERAL ELECTRIC 社を除く 9 社が金融機関であり、10 社とも NYSE 上場企業である。三菱 UFJ フィナンシャル・グループは 2012 年度に引き続き上位 10 社に名を連ねている。

[図表 23] 監査報酬額の上位 10 社

順位	企業名	2012 年度 監査報酬 額 (千ドル)	2013 年度 監査報酬 額 (千ドル)	2012 年度 の順位	監査事務所	市場
1	BANK OF AMERICA CORP /DE/	90,900	86,500	1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYS E
2	GENERAL ELECTRIC CO	84,800	84,300	3	KPMG LLP	NYS E
3	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	64,304	73,054	4	KPMG LLP	NYS E
4	UBS AG	82,751	72,464	6	Ernst & Young LLP	NYS E
5	METLIFE INC	71,000	70,200	5	Deloitte & Touche LLP	NYS E
6	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	74,600	69,400	2	PricewaterhouseCoopers LLP	NYS E
7	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC	67,322	67,828	8	Deloitte & Touche LLP	NYS E
8	CITIGROUP INC	67,300	66,500	7	KPMG LLP	NYS E
9	JPMORGAN CHASE & CO	59,500	60,400	10	PricewaterhouseCoopers LLP	NYS E
10	BARCLAYS PLC	—	54,769	—	PricewaterhouseCoopers LLP	NYS E

#### (7) 非監査業務に基づく報酬

非監査業務に基づく報酬の概要は、[図表 24]、[図表 25]、ならびに [図表 26] のように示される。調査対象会社 5,496 社のうち、836 社（15.21%）は非監査業務報酬を支払っていないため除外している。

非監査業務に基づく報酬の合計額は、2012 年度の 3,184,609.64 千ドルから 2013 年度は 3,307,205.75 千円へと 3.85%増加している。支払額の平均は 2012 年度の 704.09 千ドルに対して 2013 年度は 709.70 千ドルへと増加しており、監査報酬に対する比率でも、30.87%から 39.78%へと増加している。また、市場別には、NYSE 上場企業が相対的に大きく、また、非監査業務に基づく報酬支払額の上位 10 社は、すべて NYSE 上場企業である。

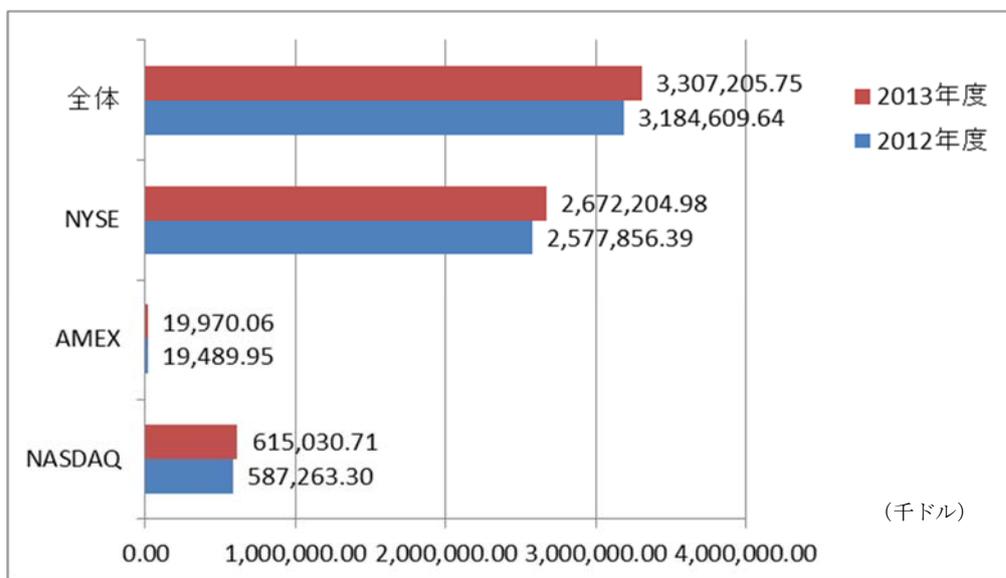
[図表 24] 非監査業務に基づく報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	4,523	4,660	2,215	2,335
合計額(千ドル)	3,184,609.64	3,307,205.75	2,577,856.39	2,672,204.98
平均額(千ドル)	704.09	709.70	1,163.82	1,144.41
最大(千ドル)	67,300.00	67,700.00	67,300.00	67,700.00
中央値(千ドル)	114.00	118.70	246.24	241.00
最小(千ドル)	0.50	0.23	0.50	0.70
標準偏差	2,556.29	2,652.81	3,500.10	3,587.28
対監査報酬額比平均 (%)	30.87	39.78	32.35	38.04

項目	AMEX		NASDAQ	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	308	297	2,000	2,028
合計額(千ドル)	19,489.95	19,970.06	587,263.30	615,030.71
平均額(千ドル)	63.28	67.24	293.63	303.27
最大(千ドル)	1,901.00	2,180.46	18,300.00	21,332.00
中央値(千ドル)	26.67	23.46	78.15	80.57
最小(千ドル)	1.16	0.37	1.04	0.23
標準偏差	130.40	148.53	863.29	954.47
対監査報酬額比平均 (%)	31.96	33.02	29.06	42.76

[図表 25] 非監査業務に基づく報酬の合計額の推移



[図表 26] 非監査業務に基づく報酬の上位 10 社

順位	企業名	非監査業務 報酬額 (千ドル)	監査 報酬額 (千ドル)	対監査 報酬 比率(%)	監査事務所	市場
1	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	67,700	34,200	198.0	PricewaterhouseCo opers LLP	NYS E
2	HSBC HOLDINGS PLC	67,500	12,900	523.3	KPMG LLP	NYS E
3	Blackstone Group L.P.	60,546	34,634	174.8	Deloitte & Touche LLP	NYS E
4	Banco Santander, S.A.	42,371	47,684	88.9	Deloitte & Touche LLP	NYS E
5	JPMORGAN CHASE & CO	33,700	60,400	55.8	PricewaterhouseCo opers LLP	NYS E
6	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSC HAFT	31,878	73,054	43.6	KPMG LLP	NYS E
7	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	28,300	69,400	40.8	PricewaterhouseCo opers LLP	NYS E
8	CITIGROUP INC	27,300	66,500	41.1	KPMG LLP	NYS E
9	KKR & Co. L.P.	25,521	15,014	170.0	Deloitte & Touche LLP	NYS E
10	UNITED TECHNOLOGIES CORP /DE/	24,886	38,326	64.9	PricewaterhouseCo opers LLP	NYS E

#### (8) 税務報酬

税務報酬の概況を、[図表 27]、[図表 28]、ならびに [図表 29] に示している。調査対象会社 5,496 社のうち、1,830 社 (33.30%) は税務報酬を支払っていないため除外している。

税務報酬の合計額は、2012 年度の 1,426,349.83 千ドルから 2013 年度は 1,473,697.29 千円へと 3.32% の増加となっている。また、非監査業務に基づく報酬と同様に、平均額において NYSE 上場会社が相対的に高く、税務報酬支払額の上位 10 社は、NASDAQ 登録企業 1 社を除いてすべて NYSE 上場企業である。

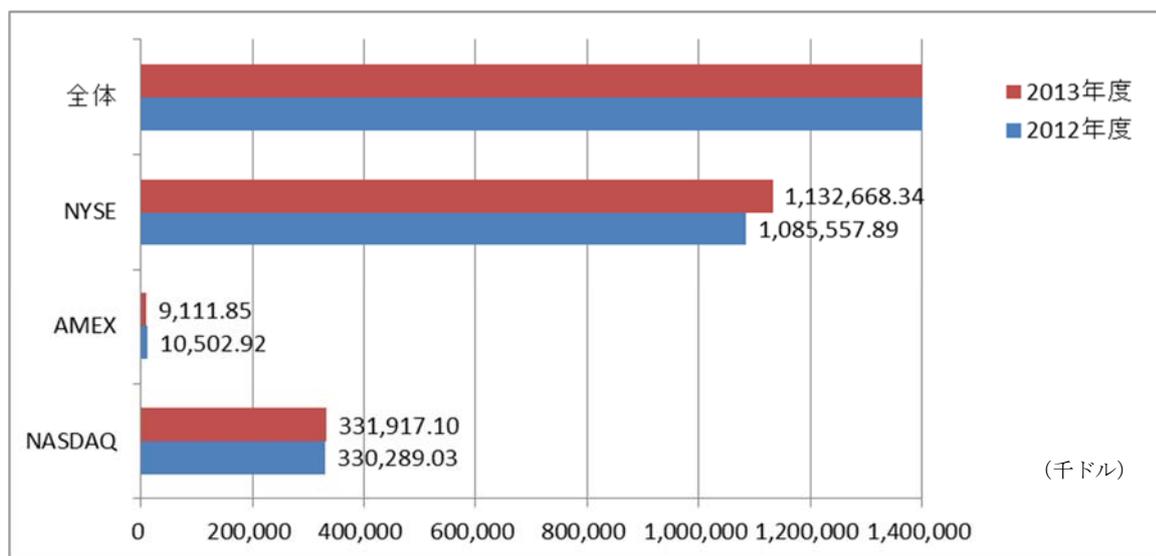
[図表 27] 税務報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	3,636	3,666	1,851	1,917
合計額(千ドル)	1,426,349.83	1,473,697.29	1,085,557.89	1,132,668.34
平均(千ドル)	392.29	401.99	586.47	590.85
最大(千ドル)	34,370.00	50,598.00	34,370.00	50,598.00
中央値(千ドル)	73.93	74.87	136.24	129.80
最小(千ドル)	0.15	0.23	0.50	0.91
標準偏差	1,180.87	1,362.86	1,539.15	1,761.41
対監査報酬額比平均 (%)	19.66	29.91	20.22	26.74

項目	AMEX		NASDAQ	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
企業数(社)	232	218	1,553	1,531
合計額(千ドル)	10,502.92	9,111.85	330,289.03	331,917.10
平均(千ドル)	45.27	41.80	212.68	216.80
最大(千ドル)	1,696.00	702.00	11,429.00	19,018.00
中央値(千ドル)	17.00	14.32	55.88	59.22
最小(千ドル)	1.75	0.67	0.15	0.23
標準偏差	120.53	70.85	587.13	682.42
対監査報酬額比平均 (%)	22.03	23.39	18.64	34.81

[図表 28] 税務報酬の合計額の推移



[図表 29] 税務報酬の上位 10 社

順位	企業名	税務報酬額 (千ドル)	監査報酬額 (千ドル)	対監査報酬 比率(%)	監査事務所	市場
1	Blackstone Group L.P.	50,598.00	34,634.00	146.09	Deloitte & Touche LLP	NYSE
2	UNITED TECHNOLOGIES CORP /DE/	19,058.00	38,326.00	49.73	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
3	TWENTY-FIRST CENTURY FOX, INC.	19,018.00	32,940.00	57.74	Ernst & Young LLP	Nasdaq
4	KKR & Co. L.P.	17,943.00	15,014.00	119.51	Deloitte & Touche LLP	NYSE
5	Apollo Global Management LLC	17,415.00	32,970.00	52.82	Deloitte & Touche LLP	NYSE
6	Ingersoll-Rand plc	10,785.00	14,831.00	72.72	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
7	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	10,626.00	73,054.00	14.55	KPMG LLP	NYSE
8	BANK OF AMERICA CORP /DE/	10,200.00	86,500.00	11.79	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
9	JPMORGAN CHASE & CO	10,100.00	60,400.00	16.72	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	NATIONAL OILWELL VARCO INC	8,147.00	12,601.00	64.65	Ernst & Young LLP	NYSE

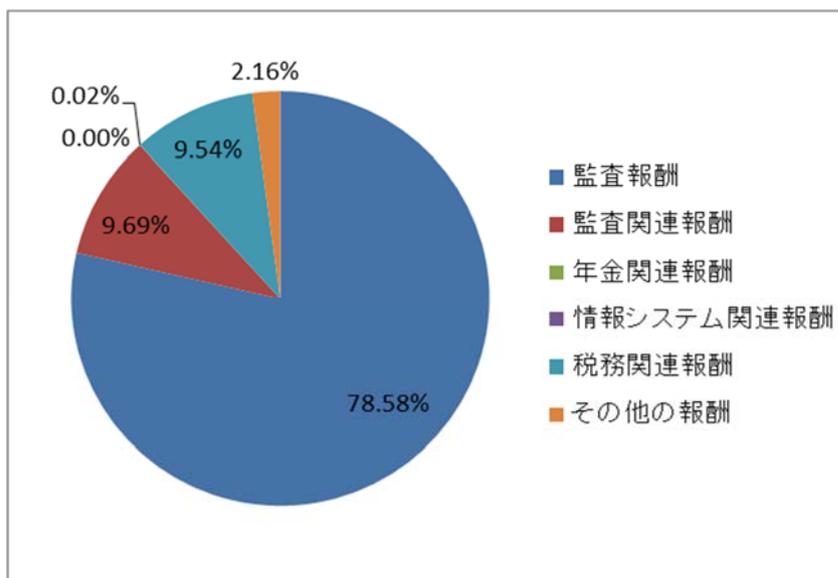
#### (9) 総報酬の内訳

最後に、調査対象企業が 2013 年に監査事務所に支払った総報酬の内訳を確認しておこう。

[図表 30] は Audit Analytics<sup>®</sup>に収録されているデータ区分に基づいて、市場別に総報酬の内訳を示すとともに、それら内訳を円グラフで示している。市場間での各報酬割合に大きな差はみられず、監査報酬及び監査関連報酬が総報酬の 9 割近くを占めていることが読み取れる。この業務報酬の総額から見る限り、もはやアメリカにおいては全体的な傾向として非監査報酬の提供について問題となることはないと思われる。

[図表 30] 総報酬に占める各業務報酬の割合

報酬種別	全体	NYSE	AMEX	NASDAQ
監査報酬	78.58%	77.82%	84.81%	81.15%
監査関連報酬	9.69%	10.59%	6.36%	6.52%
年金関連報酬	0.02%	0.02%	0.05%	0.02%
情報システム関連報酬	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
税務関連報酬	9.54%	9.40%	6.93%	10.17%
その他の報酬	2.16%	2.17%	1.85%	2.13%



(町田祥弘)

## 4. 監査報酬の実証分析 —外国人株主の株式所有割合と監査報酬—

### (1) 分析の視点

周知の通り、日本企業の株式は、歴史的にはその多くがメインバンクと系列グループに属する企業によって「株式持合い」という形で保有されており、日本企業のコーポレート・ガバナンスは、長期的な資金提供者であるメインバンクを核として企業経営が規律づけられるという特徴を有していた。このような安定的経営環境のもとで、日本企業は、敵対的買収や株式市場のプレッシャーから守られてきたと理解される。

しかし、近年、日本の株式市場における外国人投資家の存在感が一段と高まっている。バブル経済の崩壊とその後の景気低迷の長期化等により事業法人や金融機関の保有シェアが低下する一方で、外国人投資家の保有シェアはほぼ一貫して拡大しており、日本企業の株主構成は大きく変化した。株式保有の実態を把握する目的で全国の証券取引所が上場会社の株式分布状況に関して行う「株式分布状況調査」<sup>8</sup>によれば、主な投資部門<sup>9</sup>の株式保有比率では、外国法人等<sup>10</sup>が2.8ポイント上昇の30.8%と初めて30%を超え、2年連続で過去最高水準を更新したのに対し、個人が1.5ポイント低下、信託銀行が0.5ポイント低下、生命保険会社および事業法人等がそれぞれ0.4ポイント低下するなど、2013年度は外国部門が上昇し、国内部門が総じて低下している。

このような状況変化を背景に、外国人株主に代表されるモノ言う株主（アクティビスト）が台頭し、敵対的買収提案や取締役等の選任に関する株主提案、委任状争奪戦、あるいは持続的成長に向けた対話の要請などが広くみられるようになってきている。これらのことから、外国人株主のコーポレート・ガバナンスに対する影響力が従来よりも大きくなっていることは明らかであろう。

昨年度の調査結果を纏めた『2014年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』における監査報酬の実証分析（担当：松本祥尚）では、株主の利益を代表する役員としてコーポレート・ガバナンスに相対的に大きな関心を有し、企業不祥事に対して牽制・監督する役割を担う社外取締役に着目した分析が行われ、社外取締役の人数が多い企業ほど監査報酬が高い傾向にあることが確認された。そこで今年度は、昨年度の分析をベースとして、外国人株主に着目した分析を行いたい。外国人株主は、受託者責任の遂行やより多くのリターンの追求という観点から、会計情報の開示と監査に高い関心を有していると考えられる。したがって、外国人株主比率の高い会社ほど監査報酬も高いと推定される。

### (2) サンプルと変数の選択

分析対象のサンプルは、今年度の上場企業監査人・監査報酬実態調査によって得られたデータに基づいている。具体的には、[図表 31] の手順によりサンプル 3,442 社を抽出した。すなわち、すべて

<sup>8</sup> 東京証券取引所のウェブサイト「株式分布状況調査」（<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/>）を参照された。

<sup>9</sup> 政府・地方公共団体、金融機関（都銀・地銀等、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社、その他の金融機関）、証券会社、事業法人等、外国法人等、および個人・その他に区分されている。

<sup>10</sup> 外国法人等とは、外国の法律に基づき設立された法人、外国の政府・地方公共団体及び法人格を有しない団体、並びに居住の内外を問わず日本以外の国籍を有する個人をいう。

のサンプル 3,529 社から、SEC 登録企業等、決算日変更企業、財務データおよび株主データが得られない企業の合計 87 社を除き、分析対象サンプルとして 3,442 社を抽出した。

〔図表 31〕 サンプル抽出

1. 調査で得られたサンプル	
2013 年 4 月期決算から 2014 年 3 月期決算までの上場企業	3,529 社
2. 除外したサンプル	
SEC 登録企業等	30 社
決算日を変更した企業	6 社
株主データが得られない企業	49 社
財務データが得られない企業	2 社
3. 分析対象サンプル	3,442 社

外国人株主が監査報酬に及ぼす影響を分析するにあたって、外国人株主の株式保有割合を用いる<sup>11</sup>。分析対象サンプル 3,442 社の外国人株主の株式保有割合の平均は 8.28%であるので、平均未満 2,300 社と平均以上 1,142 社の 2 グループに分割し、前者に 0、後者に 1 を割り当てた。また、監査報酬に影響を及ぼすと推測される他の変数として、昨年度の実証研究との継続性を考慮し、被監査会社の総資産、売上高および子会社数を選択した。総資産については、債権債務額の大きさは監査人が検証すべき監査対象項目の数が増えると予想され、売上高については、売上高の大きい企業ほど販売取引数は多く、監査人が監査手続を実施すべき証憑書類の数も相対的に多くなると予想される。これら 2 つの変数については、監査報酬とともに、分布の正規性を確保するため対数に変換して分析に用いる。さらに、子会社数については、監査人が往査すべき対象を増やすことから、投入されるべき監査資源の量の相対的多さを必要とする。子会社数は実数を用いる。これら 3 つの変数はすべて、監査報酬との正の相関が予想される。

監査報酬への影響を推定するモデルの被説明変数は監査報酬であり、説明変数は外国人株主の株式保有割合、総資産、売上高、および子会社数である。それぞれの記述統計量と相関係数を示したものが〔図表 32〕である。

<sup>11</sup> 外国人株主の株式保有割合のデータは、「NEEDS 日経財務データ DVD 版」の大株主・借入金・保有株データから入手した。

〔図表 32〕 基本統計量と相関係数

パネル 32-A: 記述統計量

	log 監査報酬	外国人 株主	log 総資産額	log 売上高	子会社数
平均	10.458	0.332	10.525	10.387	15.735
中央値	10.309	0.000	10.315	10.323	5.000
標準偏差	0.748	0.471	1.886	1.761	43.599
最大	14.651	1.000	17.616	16.500	832.000
最小	8.468	0.000	4.562	3.466	0.000
標本数	3,442	3,442	3,442	3,442	3,442

パネル 32-B: 相関係数

	Log 監査報酬	外国人 株主	Log 総資産額	Log 売上高	子会社数
Log 監査報酬	1				
外国人株主	0.528	1			
Log 総資産額	0.84	0.548	1		
Log 売上高	0.833	0.514	0.879	1	
子会社数	0.612	0.315	0.466	0.496	1

〔図表 32〕のパネル 32-B をから明らかなように、対数変換された監査報酬と、それに影響すると予想される外国人株主の株式保有割合、対数変換された総資産額および売上高、ならびに子会社数の相関係数はすべて正の値を示している。これは、外国人株主の株式保有比率が高い企業ほど、また総資産額、売上高および子会社数の大きい企業ほど、高い監査報酬を支払う傾向にあることを示しており高い監査報酬を支払っているということを意味している。なお、総資産額と売上高との間にはかなり高い相関があることに留意しなければならない。

### (3) 単変量による分析—平均差の検定—

まず、外国人株主の株式保有割合の高低が監査報酬額にどのような影響を及ぼすのかを明らかにするため、外国人株主の株式保有割合が平均未満の企業と平均以上の企業の 2 グループに分類し、両グループの監査報酬の母平均に有意な差があるか否かを確認する。先述の通り、分析対象サンプル 3,442 社の外国人株主の株式保有割合の平均は 8.28% であるので、平均未満 2,300 社と平均以上 1,142 社の 2 グループに分割した。

外国人株主の株式保有割合が相対的に高い企業の監査報酬は高く、外国人株主の株式保有割合が相対的に低い企業の監査報酬は低いと推測する。したがって、2 グループの監査報酬には、以下のような差が検出できると期待される。

[仮説] 外国人株主の株式保有割合が平均以上の企業の監査報酬額は、平均未満の企業よりも監査報酬額は相対的に高い。

棄却すべき帰無仮説は「2つのグループの監査報酬額の母平均に差はない」である。[図表 33] を参照されたい。

**[図表 33] 外国人株主株式保有割合の平均差の検定結果**

	平均		標準偏差		t 統計量
	平均未満	平均以上	平均未満	平均以上	
log 監査報酬	10.18	11.02	0.851	0.495	30.839***

\*\*\* 有意水準 0.1%

[図表 33] より、帰無仮説は棄却され、上記の [仮説] が有意水準 0.1% で統計的に支持された。したがって、他の条件が等しい限り、外国人株主の株式保有割合が相対的に高い企業ほど多くの監査報酬を支払っていることが確認された。

#### (4) 多変量の分析

ここまでの分析により、監査報酬の金額と外国人株主の株式保有割合には正の相関があり、かつ、株式保有割合の高低により分類されたグループ間では監査報酬の平均に有意な差がみられることが確認された。しかし、外国人株主の株式保有割合が監査報酬に与えている影響をより強く主張するためには、監査報酬との相関が強い総資産額、売上高、子会社数といった変数も説明変数として同時に考慮する分析が望ましい。そこで以下では、次の多変量回帰モデルにより、各変数間の関数的関係を推定する。

$$AFEE = \alpha + \beta_1 FRGN + \beta_2 SALE \text{ (or } SCALE) + \beta_3 SUBS + \varepsilon$$

AFEE: 監査報酬額の対数

FRGN: 外国人株主の株式保有割合 (平均以上の場合 1、平均未満の場合 0)

SCALE: 総資産額の対数

SALE: 売上高の対数

SUBS: 子会社数

なお、説明変数のうち総資産額と売上高の間にはかなり高い相関が認められるので、両者を組み込んだモデル (モデル A) だけでなく、総資産額のみを組み込んだモデル (モデル B) と売上高のみを組み込んだモデル (モデル C) でも推定した。結果を纏めたものが [図表 34] である。

[図表 34] 多変量解析の推定結果

	切片	FRGN	SCALE	SALE	SUBS	adj. R2
モデル A	7.232 (170.335)***	0.098 (6.635)***	0.166 (24.966)***	0.133 (18.804)***	0.004 (27.066)***	0.793
モデル B	7.543 (183.675)***	0.117 (7.542)***	0.266 (64.022)***		0.005 (29.976)***	0.772
モデル C	7.473 (166.306)***	0.183 (11.694)***		0.275 (59.985)***	0.004 (26.193)***	0.755

\*\*\* 有意水準 0.1%

[図表 34] に示されているとおり、すべてのモデルにおいて外国人株主の株式保有割合（FRGN）の係数の符号は正であり、かつ  $t$  値も 0.1% の水準で有意となっている。したがって、外国人株主の株式保有割合が高い企業の監査報酬額は高いという予想が支持された。さらに、いずれのモデルにおいても総資産額、売上高および子会社数の係数は正であり、 $t$  値も全て 0.1% の水準で有意となっている。このことから、総資産額、売上高および子会社数の多い企業ほど監査報酬額も高くなるという関連性が確認された。

## (5) 結び

以上、日本の株式市場における外国人株主の存在感（売買代金の占める割合や株式保有割合の高まり）と外国人株主のコーポレート・ガバナンスに対する積極的な姿勢を踏まえて、かつ、昨年度の分析との継続性念頭に置いて、監査報酬と外国人株主の株式保有割合との関係を分析した。

まず、単変量の分析として、外国人株主の株式保有割合が平均以上の会社と平均未満の会社の 2 グループに分け、それぞれのグループの監査報酬の平均に差があるか否かを確認し、有意な差があることを確認した。したがって、外国人株主の株式保有割合が相対的に高い企業ほど多くの監査報酬を支払っているといえる。

次に、総資産額、売上高および子会社数を説明変数として追加して、外国人株主の株式保有割合が監査報酬に与えている影響を分析した。この多変量の分析によっても、外国人株主の株式保有割合が監査報酬と統計的に有意な正の関係にあることを確認できた。

2014 年 2 月に金融庁の有識者検討会から『「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>』（金融庁[2014a]）が公表され、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）などの年金や投資顧問、生損保など多くの機関投資家が受け入れを表明している。このコードを受け入れた機関投資家<sup>12</sup>は、これまで以上に顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を意識することになり、投資先のコーポレート・ガバナンスに対する意識も高まると考えられる。

<sup>12</sup> 日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会からは、同コードを受け入れた機関投資家のリストが既に 3 回にわたって公表されている（金融庁[2014b]）。

日本版スチュワードシップ・コードにより、日本の機関投資家がこれまでの外国人株主と同じように振る舞い、企業に対して影響力を持つようになると言い切ることはできないが、そのようになる可能性は十分にあると考える。少なくとも、日本版スチュワードシップ・コードをきっかけとして、情報の開示と監査に対する意識が今後ヨリ一層高まることを期待したい。

(林隆敏)

## 5. おわりに

---

本調査報告では、2013年4月期決算から2014年3月期決算までの1年間を対象に、わが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介した。

監査報酬は、基本的には、固定費に監査時間×担当監査人の時間当たり報酬を加算して決定されると考えられる。このため、規模、業種・業態、及び事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは時間当たり単価が高い監査人、すなわち経験やスキルに優る監査人が担当しているものと推定できる。このような事実は、第1節と第2節におけるわが国及びアメリカの実態調査のみならず、第3節のわが国データを用いた実証分析においても、今年度においても統計的に立証された。

もちろん、監査報酬の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬が代替すると推定される監査の品質こそが重要であることは言うまでもない。監査の品質ないしは監査の有効性を計ることのできる肯定的な代理変数は存在しない。残念なことに監査の失敗したときのみ監査が有効でなかったことを事後的に示唆するに過ぎない。このような状況において、監査報酬は、外部から監査の品質を捕捉し得るほぼ唯一の指標であるため、外観的にその多寡に注目が集まるし、我々は注目しなければならないのである。

本年度の調査では、2009年度に内部統制監査及び四半期レビュー導入の影響を受けて一旦上昇した監査報酬が2010年度以降ずっと減少傾向にあったが、ようやく微増に転じたことが確認された。この背景には、2013年3月に企業会計審議会から公表された「監査における不正リスク対応基準」とそれに伴う監査基準の改訂が想定できる。同基準に基づき日本公認会計士協会では、2013年4月17日付で「法規委員会研究報告第14号『監査及び四半期レビュー契約書の作成例』の改正について」を公表し、その中の契約書作成例において、報酬は執務時間数（見積時間数）を基礎として算出する旨と、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の識別」も含め、追加手続によって増加した時間数に係る報酬の取扱いを明記した。こういった虚偽表示のリスクの高い企業に対する監査の厳格化が、監査報酬の前年度比50%以上増加した企業数を前年度29社から66社と増加させた可能性がある。とはいえ、この影響により上場企業（3月決算）全体の平均値で微増となるものの、中央値では前年とほぼ同額であることから、2014年度以降の推移に注目する必要があると思われる。

またわが国とアメリカにおける監査報酬の比較では、前年度と同様、アメリカ企業の監査報酬がわが国企業の2倍ないし3倍という関係を保ったままである。

さらに前年度に続き今年度も、企業のコーポレート・ガバナンスの良し悪しと監査報酬の多寡の関係について理論的に分析してみた。すなわち、前回はコーポレート・ガバナンスに前向きな企業を表わす指標として社外取締役の人数を捕捉し、平均以上の社外取締役を有している企業ほど、コーポレート・ガバナンスに熱心な企業であるから、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う外部監査人に対する報酬に対しても、監査サービスの質を確保するため相対的に多くの金額を支払うことが検出されている。今回は、同じくコーポレート・ガバナンス、特に株主の利益を重視する企業ほど、外国人株主から好意的に見られることから、外国人株主比率の高い企業ほど、監査の質を確保するために相対的に高い監査報酬を払うことを厭わない、ということが立証された。

この結果、経営者が好むと好まざるとにかかわらず、優れたコーポレート・ガバナンスを指向するスチュワードシップ・コードの定着は、経営の質を高めると同時に監査の質も高める可能性を秘めていると解することができる。

## 参考文献

---

- Securities and Exchange Commission [2003], General Rules and Regulations on Securities Exchange Act of 1934, §240.14a-101, Schedule 14A, Information required in proxy statement, Item 9; SEC, Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence, Jan. 28.
- Securities and Exchange Commission [2014], International Registered and Reporting Companies < <http://www.sec.gov/divisions/corpfin/internatl/companies.shtml> > (visited at 2014.02.25).
- PCAOB [2012], Observations from 2010 Inspections of Domestic Annually Inspected Firms Regarding Deficiencies in Audits of Internal Control Over Financial Reporting, PCAOB Release No. 2012-006, December 10.
- 監査人・監査報酬問題研究会[2009]『上場企業監査人・監査報酬白書 2010年版』日本公認会計士協会出版局。
- 監査人・監査報酬問題研究会[2012]『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局。
- 監査人・監査報酬問題研究会[2013]『『2013年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について』 [http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa\\_pr/news/files/0-51-0-2a-20130307.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/0-51-0-2a-20130307.pdf)。
- 監査人・監査報酬問題研究会[2014]『『2014年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について』 [http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa\\_pr/news/files/0-51-0-2-201140307.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/0-51-0-2-201140307.pdf)。
- 金融庁[2014a]日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会『「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』2月26日。
- 金融庁[2014b]日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会『「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表について』(第1回)6月10日、(第2回)9月2日、(第3回)12月9日。
- 東京証券取引所[2014]「平成25年度株式分布状況調査の調査結果について」  
<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/> (visited at 2015.02.21)。

—以上—

## 略 歴

松本 祥尚（まつもと よしなお）

関西大学大学院会計研究科・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学経済学部を経て、現在に至る。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会）。

【主要著書】『日本的企業会計の形成過程』（共著、中央経済社、1994年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『六訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2013年）等。

町田 祥弘（まちだ よしひろ）

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学経営学部を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会・内部統制部会）。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『内部統制の法的責任の研究』（編著、日本公認会計士協会出版局、2013年）等。

林 隆敏（はやし たかとし）

関西学院大学商学部・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学経営情報学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会）。

【主要著書】『継続企業監査論－ゴーイング・コンサーン問題の研究－』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『六訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2013年）等。

佐久間 義浩（さくま よしひろ）

東北学院大学経営学部・准教授

一橋大学法学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、富士大学経済学部を経て、現在に至る。博士（経済学・京都大学）。

【主要著書・論文】『国際財務報告の基礎概念』（共著、中央経済社、2014年）、「非営利組織における内部統制の現状：自治体病院におけるアンケート調査による分析」『非営利法人研究会誌』第13号（単著、2011年）、「日本市場における財務諸表監査の経済的機能に関する検証」『会計プロGRESS』（日本会計研究学会）第9号（単著、2009年）等。

高田 知実 (たかだ ともみ)

神戸大学大学院経営学研究科・准教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、現在に至る。博士（経営学・神戸大学）。

【主要著書・論文】「監査事務所の業種特化が利益属性に及ぼす影響に関する考察」『会計』（森山書店）第 186 巻第 3 号（単著、2014 年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012 年）、「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』（日本監査研究学会）第 20 号（単著、2010 年）等。